

渋川市ALT派遣業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

渋川市ALT派遣業務委託

(2) 業務目的

渋川市（以下、「本市」という。）の小中学校に配置するALTについて、有能な人材の派遣や充実した事業を実施することが期待できる事業者を選定し、本市の特色ある外国語教育を充実させることを目的とする。

(3) 業務委託内容

別添「渋川市ALT派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 予算概要

75,785,000円（税込）

2 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務委託契約締結前の過去5年間において、本市における指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 渋川市暴力団排除条例の関連規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本業務委託と同様の業務について、過去に委託元を問わず委託実績があること。

4 事業スケジュール

日付	内容
令和6年11月下旬	プロポーザル公表（市ホームページに掲載）
公表後1週間	提案書作成に係る質問書の受付期限
受付締切後1週間	提案書作成に係る質問書の回答期限
令和6年12月20日	応募書類等の提出期限
令和7年1月	提案内容等のプレゼンテーションの審査
令和7年2月上旬	審査結果通知の発送
令和7年3月	契約締結
令和7年4月	業務開始

5 応募方法

(1) 応募申請書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下の資料を提出することとする。

(2) 提出書類

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 財務状況確認書（様式第3号）

エ 各種納税証明書

① 「法人税（申告所得税）」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書（納税証明書その3の3）

② 事業所所在地の法人市町村民税について未納税額のないことの証明書

※いずれも申請日前3か月以内に証明されたものに限る。（コピー可）

オ 提案書

(3) 提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒377-0007 群馬県渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎2階

渋川市教育委員会 学校教育課

イ 提出方法

提出方法は持参又は郵送とする。

ウ 提出期限

令和6年12月20日（金）午後5時 必着

6 提案書作成要領

(1) 提案内容

渋川市ALT派遣業務委託事業者選定プロポーザル募集要項に基づき、企

画提案書を作成すること。

(2) 提案書の様式及び部数

ア 提案書はA4版(図など一部A3版の折り込み可)で50ページ以内とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

イ 提案価格見積書(任意様式)は、本体金額を明記し、見積の内訳書を添付の上、1部提出すること。

ウ 提案書の提出部数は、正本1部、副本11部とする。

エ 提出方法は持参又は郵送とする。

オ 提出先は、渋川市教育委員会学校教育課とする。

カ 提出期限は令和6年12月20日(金)午後5時必着とする。

キ 提案書等の作成に要する費用は、プロポーザルに参加を希望した事業者(以下「参加事業者」という。)の負担とする。

また、提出された提案書等の返却は行わない。

ク 提案書等は、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

(3) 質疑・回答

ア 質疑に関する提出方法、提出先

参加事業者が、提案書及び提案価格見積書(以下「提案書等」という。)作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書(様式第4号)によりEメール(edu-g@city.shibukawa.gunma.jp)にて質問すること。

イ 質問の受付期限は公表から1週間後の午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

なお、全ての参加事業者に対し、全ての質問に対する回答をEメールにより受付期限から1週間後の午後5時までに行うものとする。

7 審査方法

(1) 審査委員会の委員構成

提案内容等を審査するために、渋川市ALT派遣業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。委員構成については、審査委員会設置要綱による。

(2) 審査項目

別紙「渋川市ALT派遣業務委託審査基準(以下「基準」という。)」及び「基準表」のとおり。

(3) 審査概要

プレゼンテーション及びヒアリングとする。審査は、審査委員会が審査を行う。なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、辞退とみなす。

ア 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第5号）により通知する。プレゼンテーションを行う順序は、提案書等の提出順とする。

イ 実施時間

プレゼンテーションは各事業者20分以内とし、その後ヒアリングを行う。

ウ 実施方法

自由形式で電子機器を用いて行うことができる。大型モニター（55型）を使用する場合、大型モニター及び接続ケーブル（HDMI）は市で準備することとし、パソコンは各参加事業者が持参すること。なお、プロジェクターを使用する場合は、プロジェクター及び接続ケーブルは各参加事業者が持参すること。また、インターネット接続する場合は、モバイル接続機器を各参加事業者が持参すること。

エ 出席者及び人数

提案書等の内容を熟知している5名までとする。

オ 審査の項目及び配点

審査項目		配点
会社内容に関する事項	①会社概要・財務状況	40
	②業務内容	40
業務委託に関する事項	③ALTの派遣実績	40
	④ALTの採用基準	40
	⑤ALTの研修体制	80
	⑥ALTの管理・サポート体制	80
	⑦ALTの活用事業	120
価格に関する事項	⑧提案見積金額	160
合計		600

(4) 審査結果の通知

ア 優先交渉権者に決定した事業者は、優先交渉権者決定通知書（様式第6号）で通知する。

イ 優先交渉権者に選定されなかった事業者は、選定結果通知書（様式第7号）で通知する。

8 問合せ先

〒377-0007

群馬県渋川市石原6番地1

渋川市教育委員会学校教育課 担当：大井

電話番号：0279-22-2121

電子メール：edu-g@city.shibukawa.gunma.jp